



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第72号)…………… 3644
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第73号)…………… 3667

規 則

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則(第84号)…………… 3667
- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第85号)…………… 3668
- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第86号)…………… 3668
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第87号)…………… 3668

告 示

- ◇指定一般相談支援事業者の指定(第640号)…………… 3668
- ◇指定一般相談支援事業者の指定(第641号)…………… 3668
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第642号)…………… 3669
- ◇道路区域の変更(第643号)…………… 3669
- ◇道路の供用開始(第644号)…………… 3669
- ◇平成28年第4回川崎市議会定例会の招集(第645号)…………… 3669
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第646号)…………… 3670
- ◇自転車等の撤去と保管(第647号)…………… 3672
- ◇国民健康保険被保険者証の無効(第648号)…………… 3672
- ◇道路区域の変更(第649号)…………… 3672
- ◇道路の供用開始(第650号)…………… 3672

- ◇自転車等の撤去と保管(第651号)…………… 3673
- ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表(第652号)…………… 3673
- ◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第653号)…………… 3673
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第654号)…………… 3673
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第655号)…………… 3673
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第656号)…………… 3674
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第657号)…………… 3674
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第658号)…………… 3674
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第659号)…………… 3674
- ◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第660号)…………… 3674
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第661号)…………… 3674
- ◇道路区域の変更(第662号)…………… 3674
- ◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第663号)…………… 3675
- ◇道路区域の変更(第664号)…………… 3675
- ◇道路区域の決定(第665号)…………… 3675
- ◇道路区域の変更(第666号)…………… 3675
- ◇道路区域の変更(第667号)…………… 3675
- ◇道路の供用開始(第668号)…………… 3676
- ◇道路の供用開始(第669号)…………… 3676
- ◇道路の供用開始(第670号)…………… 3676

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第592号)…………… 3676
- ◇道路位置の指定(第593号)…………… 3684
- ◇開発行為に関する工事の完了(第594号)…………… 3684
- ◇道路位置の廃止(第595号)…………… 3684
- ◇開発行為に関する工事の完了(第596号)…………… 3684
- ◇一般競争入札の執行(第597号)…………… 3684

条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第73号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

規

則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第84号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年川崎市規則第68号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年12月10日」を「平成33年12月10日」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成26年川崎市規則第84号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び溶融めつき業(溶融亜鉛めつきを行うものに限る。)」を削り、「平成28年11月30日」を「平成31年11月30日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年12月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月1日から施行する。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する